

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月29日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
正門前給水管漏水修繕
- 2 履行(納品)場所
横浜市立新治小学校
- 3 契約日
令和5年8月2日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年8月8日
- 5 契約金額
360,800円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
正門前のアルファルト継ぎ目から水があふれ出てくることが目視でき、正門付近の広範囲で水浸し状態になっていました。教育活動に支障が出るため、緊急に対応が必要となりました
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に登録がある市内中小企業で、緊急対応可能な業者を選定しました。
- 9 所管課
横浜市立新治小学校